

第 1 7 1 回

山形県社会教育委員の会議

◇ 期 日：平成26年5月30日(金)

◇ 時 間：13:30～15:30

◇ 場 所：県庁講堂

次 第

1 開 会

2 山形県教育委員会挨拶

3 座長選出

4 議 事

(1) 平成26年度社会教育の推進・生涯学習の振興について

① 基本方針と重点施策

② 平成26年度の事業

③ 生涯学習検討委員会について

④ 平成26年度社会教育関係団体補助金について

(2) 第6次山形県教育振興計画（素案）について

(3) その他

5 連 絡

6 閉 会

山形県社会教育委員

No.	氏名	性別	役職	備考	出欠
1	あんどう こうき 安藤 耕己	男	山形大学地域教育文化学部地域教育文化学科准教授	学識経験者	出席
2	おだしま たてお 小田島健男	男	元遊佐町教育長 元県生涯学習センター学習振興部長	学識経験者	出席
3	おちあい ようこ 落合 陽子	女	庄内町学校支援地域本部事業コーディネーター	社会教育関係	出席
4	かどわき ゆみ 門脇 由美	女	県青年会交流事業青年会議委員 金山町青年サークル「WAGE☆スターズ！」元代表	社会教育関係	欠席
5	かなざわ かずこ 金澤 和子	女	県家庭教育アドバイザー 前県男女共同参画センター館長	家庭教育関係	欠席
6	くろき よしひさ 黒木 善久	男	県子ども会育成連合会事務局次長	社会教育関係	出席
7	さいとう あきら 齋藤 彰	男	舟形町社会教育指導員 元最上教育事務所社会教育課長、元神室少年自然の家所長	社会教育関係	出席
8	さとう まひと 佐藤 真人	男	山形市立第三中学校校長 山形県中学校長会からの推薦	学校教育関係	出席
9	すずき りえこ 鈴木理枝子	女	山形市立大曾根小学校校長 山形県連合小学校長会からの推薦	学校教育関係	出席
10	たかはし えみ 高橋 エミ	女	NPO法人「ほっと」理事長 元置賜地区子育てサポートネットワーク協議会会長	家庭教育関係	出席
11	たけだ まりこ 武田真理子	女	東北公益文科大学准教授	学識経験者	欠席
12	たなか ゆうこ 田中 裕子	女	はつらつシニアの情報誌「えがおdeねっと」編集発行人	社会教育関係	出席
13	にへい ひろみ 二瓶ひろみ	女	高畠町和田地区学校支援地域本部コーディネーター	社会教育関係	出席
14	やまかわ としはる 山川 敏春	男	山形新聞社論説委員長	学識経験者	欠席
15	よしだ としあき 吉田 敏明	男	山形県立山形西高等学校校長 山形県高等学校長会からの推薦	学校教育関係	出席

(※五十音順 敬称略)

県教育庁 事務局職員 出席者

1	教 育 長		菅野 滋
2	教 育 次 長		中井 義時
3	文化財・生涯学習課	課 長	山川 秀秋
4	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	室 長	鈴木 和仁
5	”	室長補佐	青柳 晴雄
6	”	社会教育専門員	原田 健男
7	”	生涯学習主査	小林恵美子
8	”	社会教育主査	阿部 浩明
9	”	社会教育主査	酒井 孝
10	”	社会教育主査	八城 良美
11	”	社会教育主査	佐藤 紀之
12	”	主 事	太田 圭亮
13	文化財・生涯学習課	社会教育施設主査	田中 正浩
14	”	社会教育施設主査	三瓶 健
15	”	主 事	松田 春菜
※	県生涯学習センター	学習振興部長	広谷 芳文

○社会教育法(平成 24 年法律第 207 号) (抜粋)

第 4 章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は教育委員会が委嘱する。

第 16 条 削除

(社会教育委員の職務)

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し、必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令(平成 23 年文部科学省令第 42 号)

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 18 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

附則

この省令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○山形県社会教育委員条例（昭和 24 年 11 月県条例第 68 条）

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条により、山形県教育委員会(以下教育委員会という。)に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は 20 人以内とする。

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

第 6 条 委員の会議は、教育長が招集する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

社会教育委員の独任制について

社会教育委員は法制度上、「独任制」です。社会教育委員は一人ひとりが独立しており、その集合体として「会議」があります。「社会教育委員会」とか「社会教育委員会議」などと言わず、「社会教育委員の会議」と言われるのはそのためです。

独任制であるからこそ、社会教育委員一人ひとりが情報発信力を持つことが重要であり、教育委員会へ、教育長や首長へ、あるいは同じ社会教育委員に対して、地域の課題について自分の考えを伝えていくことが大切です。教育委員会の会議に出席して直接意見を言う場合だけでなく、諮問の有る無しに関わらず日頃からの情報発信が大切です。

（社会教育委員の）提案、提言の必要性

社会教育法には、「教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う」とあります。これは、県も市町村も同様です。この中のキーワードは、「当該地方の必要に応じ」と「予算の範囲内」です。必要がなければ予算もつかず、社会教育の事業等が行われることはないということです。必要があるかどうかは、地域の課題について社会教育委員からの声が教育委員会に届いているかどうかで大きく左右され、判断の根拠ともなります。

社会教育委員は、地域の現実を理解し、仲間（住民）が何を考えているかを行政に伝えていく役割があります。また、そのような情報と併せて、諸問題の解決策の提供等についても積極的に教育委員会へ伝え助言していく必要があります。

社会教育の役割は市民を育てること

関東大震災の後、東京市長だった後藤新平（関東大震災の直後に組閣された第2次山本内閣では、内務大臣兼帝都復興院総裁として震災復興計画を立案）は、「東京市民が本来の市民であれば東京は心配ない」と語ったと言われています。市民とは自治能力をもった住民（公民）のことであり、自分たちのことを自分たちでどうするかという課題意識を持ち合わせた住民という意味です。

社会教育の役割は、自治能力をもった市民づくりであり、それは社会教育の大きな課題であり、その拠点を公民館が担ってきたのです。コミュニティセンター化の是非論は別にして、要は公民館もコミュニティセンターも、住民が自分たちのことを考える地域の拠点となり得ているかが問題なのです。

コミュニティセンター化され公民館でなくなったから社会教育とは関係がなくなったなどということありません。社会教育には、市民を育てるという社会教育の視点から、行政間で連携しつつ、提案し、指導し、助言していく必要があるのです。

I 平成26年度社会教育の推進・生涯学習の振興

第5次教育振興計画

目標

知徳体が調和し、「いのち」輝く人間の育成

テーマ

山形の教育「いのち」そして「まなび」と「かかわり」

基本方針

- 1 「いのち」を大切にし、豊かな心と健やかな体を育てる
- 2 「まなび」を通して、自立をめざす
- 3 広い「かかわり」の中で、社会をつくる
- 4 学校と地域を元気にする

第4次生涯学習振興計画

目標

一人ひとりの個性が奏であい

輝く山形の未来を拓く生涯学習

～自立、協働、創造～

施策展開の観点

- 1 自立する力と協働する力を培う学習機会の充実
- 2 連携・協働と学習環境の整備
- 3 豊かさを創造できる生涯学習の推進

平成26年度の社会教育の推進・生涯学習の振興に当たっては、第5次山形県教育振興計画の後期計画と第4次山形県生涯学習振興計画に基づき施策を展開します。

「いのち」「まなび」「かかわり」の観点に沿って社会教育の施策を実施していくとともに、「自立」「協働」「創造」の観点に沿って生涯学習の振興を図っていきます。

今年度は、「第4次山形県生涯学習振興計画」に基づく2年目であり、県民一人ひとりの個性が奏であい、輝く未来を拓く生涯学習を充実させるためにも、生涯学習振興の中核である社会教育をより一層充実させていきます。

【施策の方向性】

1 いのちの教育の基礎となる家庭教育と乳幼児期の教育を支援する

家庭の教育力向上のために、すべての親に対する学習機会や情報の提供等により、身近な地域における家庭教育支援に努めます。

また、家庭、幼稚園・保育所等、地域の大人が連携して幼児期の子どもを共に育む「幼児共育」の推進とともに、乳幼児期からの家庭における絵本の読み聞かせを普及・啓発する「読育（どくいく）」を推進することにより、乳幼児期の教育の充実をめざします。

2 子どもと大人の「まなび」や社会力を高めるかかわりの充実を図る

子どもと大人の各ライフステージに応じた、社会での学習機会の充実に努めます。

また、家庭、学校、地域が連携して、子どもたちの社会力を育成するとともに、大人自身の社会力の向上や地域の教育力の向上をめざしていきます。

3 「まなび」を育み、かかわりの機会を充実するための環境をつくる

社会教育を充実させるため、社会教育行政にかかわる職員の指導力の向上、推進体制の充実、社会教育関係団体の支援を図るとともに、教育事務所と連携して市町村の社会教育行政をよりきめ細やかに支援していきます。

また、社会教育施設が、個人の要望や社会の要請にこたえる魅力ある生涯学習の拠点施設として機能するよう整備・充実に努めます。

4 県民の主体的な学習活動の機会や環境の充実を図る

生涯学習推進委員会を設置し、関係部局等との連携・調整を図りながら、総合的に施策が展開されるように努めます。

4 (3) 平成26年度社会教育関係団体補助金について

補助金交付先団体及び補助金交付限度額

事業費補助金

単位：円

補助金交付先団体名	補助金交付限度額
山形県婦人連盟	84,000
山形県PTA連合会	46,000
山形県高等学校PTA連合会	27,000
山形県特別支援学校PTA連合会	37,000
山形県社会教育連絡協議会	110,000
ボーイスカウト山形県連盟	42,000
計	346,000